アの特性を生かして主題を生成すること。

(ｲ) 色光や視点，動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え，創造的な表現の構想を練ること。

イ　発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能

(ｱ) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。

(ｲ) 表現方法を創意工夫し，表現の意図を効果的に表すこと。

B　鑑　賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞

(ｱ) 造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え，見方や感じ方を深めること。

(ｲ) 目的や機能との調和の取れた洗練された美しさなどを感じ取り，作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え，見方や感じ方を深めること。

(ｳ) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り，作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え，見方や感じ方を深めること。

イ　生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞

(ｱ) 環境の中に見られる造形的なよさや美しさを感じ取り，自然と美術の関わり，生活や社会を心豊かにする美術の働きについて考え，見方や感じ方を深めること。

(ｲ) 日本及び諸外国の美術作品や文化遺産などから美意識や創造性などを感じ取り，日本の美術の歴史や表現の特質，それぞれの国の美術文化について考え，見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　造形の要素の働きを理解すること。

イ　造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風，様式などで捉えることを理解すること。

3　内容の取扱い

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については，中学校美術科との関連を十分に考慮し，「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。

(2) 生徒の特性，学校や地域の実態を考慮し，内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。また，(2)及び(3)についてはいずれかを選択して扱うことができる。その際，感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と，目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。

(3) 内容の「B鑑賞」の指導については，各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう，適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。

(4) 内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて，十分な指導を行い，各事項の実感的な理解を通して，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。

(5) 内容の「A表現」の指導に当たっては，スケッチやデッサンなどにより観察力，思考力，描写力などが十分に高まるよう配慮するものとする。

(6) 内容の「A表現」の指導に当たっては，主題の生成から表現の確認及び完成に至る全過程を通して，自分のよさを発見し喜びを味わい，自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。

(7) 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては，日本の美術も重視して扱うとともに，アジアの美術などについても扱うようにする。

(8) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては，芸術科美術の特質に応じて，発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，〔共通事項〕に示す事項を視点に，アイデアスケッチなどで構想を練ったり，言葉などで考えを整理したりすることや，作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。

(9) 創造することの価値を捉え，自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，必要に応じて，美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また，こうした態度の形成が，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

(10)　事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保